

『文學論叢』 投稿要領

1. 『文學論叢』は愛知大学人文社会学研究所の創設の趣旨に基づき、人文社会に関する学術研究の発展に寄与する論説、研究ノート、資料紹介を掲載する。
2. 投稿は愛知大学人文社会学研究所所員に限る。共著については、筆頭著者が所員である場合に限る。依頼原稿などはこの限りではない。
3. 投稿は、随時受け付ける。発行は2月20日とする。
4. 投稿原稿については、未発表のものに限り、受け付ける。論説、研究ノート、資料紹介については、査読を行う。その他の原稿の選択は、編集委員会がこれを行う。
5. 査読要領については、これを別に定める。
6. 投稿時に原稿の種類（論説、研究ノート、資料紹介）、原稿の組み方（縦組み・横組み）、連絡先（住所、電話番号）、Eメールアドレスを明記すること。
7. 原稿には必ず欧文タイトルを付すこと。
8. 外国語での投稿には1000字程度の日本語のレジюмеを添付すること（これは編集作業のための資料とし原則として掲載しない）。
9. 必ず印字された原稿とともに、原稿のデータを収録したCD-Rを提出すること。データは、MS-DOSのテキストファイル形式（拡張子はtxt.）が望ましい。これが不可能な場合にはソフト名を明記すること。
10. 原稿の長さは、以下の条件を満たすこと。字数制限は厳守すること。
 - (1)和文の場合は、論説は32,000字以内。研究ノートについては、20,000字以内。資料紹介については、4,000字以内。ただし、この中には、注・文献書誌・図表等すべてを含む。図表の文字換算は編集委員会で行う。
 - (2)欧文の場合は、投稿原稿は論説についてのみ受け付ける。65又は66ストローク×25行で40枚程度。ただし、この中には、注・文献書誌・図表等すべてを含む。
11. 註は、原則として、本文の末尾にまとめてつける。
12. 引用・参考文献については、出版事項（著者名、出版社名、出版年、ページ数等）を明記する。
13. 写真、図表等には、挿入箇所、大きさ等、執筆者が指定する。
14. 印刷に使用するフォントは、編集委員会が指定する。
15. 校正は、原則として初校及び再校に限り執筆者が行い、編集委員会による三校をもって校了とする。校正の際の訂正加筆は植字上の誤りに関するもののみとし、原則として内容に関する訂正加筆は認められない。
16. 掲載原稿の抜刷は40部まで執筆者に贈呈する。執筆者がそれを超える部数を希望する場合は、超えた部数の印刷費用を執筆者負担とする。
17. 『文學論叢』掲載原稿は、電子化し、愛知大学リポジトリにて全文を公開する。事情により電子化による公開を希望しない執筆者は、投稿時に文書で編集委員会にその旨を通知する。
18. 『文學論叢』掲載原稿の著作権の扱いについては、愛知大学人文社会学研究所著作権規程に則る。
19. 文献の引用や写真、図表等を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。万一、掲載された原稿が他者の著作権等を侵害した場合、執筆者がその一切の責任を負うものとする。
20. 編集委員会からの要請があった場合を除き、投稿された原稿（CD-R・図版等を含む）の取り下げ、差し替え、修正には応じられない。また、原稿の返却は行わない。
21. 投稿要領が守られていない原稿、体裁が整っていない原稿については受理しない。

『文學論叢』 投稿要領・査読要領

送付先

〒441-8522 愛知県豊橋市町畑町1-1
愛知大学人文社会学研究所内
『文學論叢』編集委員会

附：この投稿要領は、2015年5月22日から施行する。

『文學論叢』 査読要領

1. 論説、研究ノート、資料紹介については査読の上、掲載を決定する。
2. 査読者の推薦・選定
投稿者は、投稿時に投稿原稿の査読が可能な、学内外を問わず3名以上の専門家の氏名、所属、住所、電話番号、Eメールアドレスを編集委員会に提示する。査読者の選定は編集委員会で行う。
3. 査読方法
通常2名の査読者により、これを実施する。編集委員会は、査読者の助言に基づき、その採否ならびに分類を決定する。この際、原稿採用の条件として、内容の修正を要請する場合がある。
4. 掲載証明書の発行
査読の進行状況によっては、掲載まで相当の時間がかかることがある。投稿者は、採用が決定した原稿について、編集委員会に掲載証明書の発行を要請することができる。

(2015年5月22日)

